

入 札 閲 覧 用 設 計 書					入札年月日		令和7年9月17日	
所長	課長	参事	課長補佐	係長	合議		主査	
業 務 名		鳥取市海岸地区松くい虫駆除業務（1工区）						
位 置		鳥取市浜坂、鳥取市福部町湯山						
工 期		令和8年3月13日限り	監督員予定者	山本 康典	設 計 者	山本 康典		
入 札 に つ い て		1 鳥取県会計規則による。 2 この業務の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。						
指 導 事 項		1 業務の安全確保について 業務中の事故防止（交通及び業務現場）について、特に留意すること。 2 暴力団排除について 業務に関して、暴力団からのあらゆる不正な要求に対し断固としてこれを拒否し、また被害に対しては、速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。						
その他								

設計図書

業 務 概 要 書

- 1 業 務 名 鳥取市海岸地区松くい虫駆除業務（1工区）
- 2 業 務 場 所 鳥取市浜坂、鳥取市福部町湯山
- 3 工 期 令和8年3月13日限り
- 4 業 務 内 容 特別伐倒駆除（枝条破砕） $V = 263.571 \text{ m}^3$

鳥取市海岸地区松くい虫駆除業務（1 工区） 特記仕様書

本業務は鳥取県松くい虫駆除事業仕様書（以下「共通仕様書」という。）とともに、特記仕様書によるものとし、特記仕様書は共通仕様書に優先する。

第1 業務概要

区分：特別伐倒駆除（枝条破碎）

内容：数量総括表のとおり

第2 業務期間

契約日から令和8年3月13日まで

第3 施行条件

- 1 実施区域は別添図面のとおりであるが、詳細は現地において監督員とともに確認すること。
- 2 本業務での駆除対象被害木は今年度に発生した松くい虫被害木とするが、必要に応じ不良木、不用木等の除去を指示することがある。また、委託期間中に発生する被害木についても駆除すること。
- 3 本業務の設計駆除数量は見込み値であり、駆除野帳（共通仕様書別紙様式2）に基づく実績数量に応じ変更するものである。
- 4 駆除実績が契約数量を上回ると見込まれる場合は、伐倒数量が契約数量の9割となった時点で監督員へ報告すること。また、監督員の指示があるまでは契約数量以上の伐倒は行わないこと。
- 5 本業務の設計駆除数量および作業歩掛の根拠とした駆除対象被害木の根元直径は、昨年度実績を基にした見込み値であり、駆除野帳（共通仕様書別紙様式2）に応じて令和7年度松くい虫等防除事業実施単価（秋期）に記載している伐倒駆除事業標準歩掛により設計変更を行う。なお、作業歩掛に適用する根元直径は、施行地ごとの平均根元直径とする。
- 6 チッパー機の経費は賃貸料で計上しているが、受注者がチッパーを保有している場合は賃貸料から損料に変更するものとする。移動式チッパーを所有しておらず、賃借料での積算のままとなる場合、駆除材積から計算される破碎材積に応じて設計変更することとし、使用日数に応じた設計変更は行わない。なお、契約後速やかにチッパーの保有状況について、監督員へ報告すること。
- 7 本業務で搬出する幹部分は、搬出前にチップ工場と販売契約等を締結し、その販売代金を受領すること。本設計における幹部分の搬出先は山陰丸和林業株式会社 八頭事業

所（八頭郡八頭町）としており、販売収入は1トン当たり5,000円を見込んでいる。

なお、チップ原料取引料は販売収入として工事価格から差引精算する。

また、トラック運搬回数は、チップ工場等への出荷伝票による重量の総和をトラックの規格で除して算出し、設計変更を行う。

- 8 被害拡大防止のため、工期末の2週間前までに被害木の破砕を完了すること。
- 9 景観及び危険防止等の理由により、特定の箇所に被害木を優先して伐倒措置を行うよう指示することがある。その場合の施工手順等については、監督員の指示に従い速やかに伐倒を行うものとする。
- 10 チップ原料の運搬に使用するトラックの積載能力は、浜坂エリアを10トン以下とし、湯山エリアを4トン以下とする。それ以上の積載できるトラックを使用する場合は監督員へ事前に協議すること。
- 11 平面図に図示した「チップ破砕不可区域」は、文化財保護法の天然記念物に当たり、破砕チップの堆積が禁止されているため、区域外でチップ破砕を行うこと。
- 12 平面図に図示した浜坂エリア（平面図2葉中1番）については、鳥取砂丘内の貴重な昆虫の保護のため、令和8年2月中に重機の侵入を伴う作業を終えること。
また、林内の裸地化している部分及び砂丘側のマツの下には、希少な昆虫の営巣地になる可能性があるため、チップの散布は可能な限り国道側の裸地化していない林内で行うこと。
- 13 別紙1の区域については、砂丘周辺の景観対策のため、令和7年10月17日までに被害木の伐倒作業を終えること。
- 14 平面図に図示した「追後スリバチ（配慮地区）」は、希少植物の分布域となっているため、作業中および運搬中の人や重機による踏み付けや倒木等が起こらないように十分に注意し、作業を行うこと。
- 15 サイクリング道や県道等の支障物により伐倒方向が限られる等、特殊作業の必要がある場合は監督員へ事前に協議すること。
- 16 チェーンソーオイルは、森林環境に配慮した植物性（生分解性）チェーンソーオイルを使用すること。
- 17 労働災害が発生した場合の対応として、迅速・的確な通報と救援のため、「とっとり森林緊急通報カード」を作成し、現地スタッフ全員がカード情報を共有すること。
- 18 事業着手前に環境負荷チェックシートを記入し、提出すること。
- 19 本業務は、週休2日の取得に要する費用計上の対象としており、設計金額は「鳥取県治山工事及び林道工事における週休2日の取得に要する費用計上実施要領」に準じて、下表1により、費用を補正している。なお、現場閉所の状況に応じて精算時に補正係数を見直すので、現場閉所の実績が確認できる資料を工期末の14日前までに提出すること（実績によっては補正係数が低くなる場合がある）。

補正係数

現場閉所による週休 2 日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場閉所の状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表 1

現場閉所の状況	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
労務単価	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。

ア 労務単価

補正前の労務単価に、表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。

イ 機械経費（賃料）

補正前の機械経費（賃料）に、表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。

ウ 共通仮設費率

補正前の共通仮設費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じ補正後の共通仮設費率を算出した後、表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。

エ 現場管理費率

補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じ補正後の現場管理費率を算出した後、表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。

第 4 施工

1 以下の項目、数量について監督員による実行確認を受けるものとする。

- （1）根本直径（総本数の 5 % 以上）
- （2）枝条破碎状況（総数の 5 % 以上）
- （3）破碎後の木片の厚さ及び敷圧（施工地毎に 1 回以上）
- （4）その他（特殊作業等監督員が必要とする場合）

2 事業完了時に提出する駆除野帳（「鳥取県松くい虫駆除事業仕様書」第 2 の 6 の（1）別紙様式 2）は、区分した地区ごとに合計値（以下「地区合計値」という。）を整理し、集計作業が可能な電子データで提出すること。

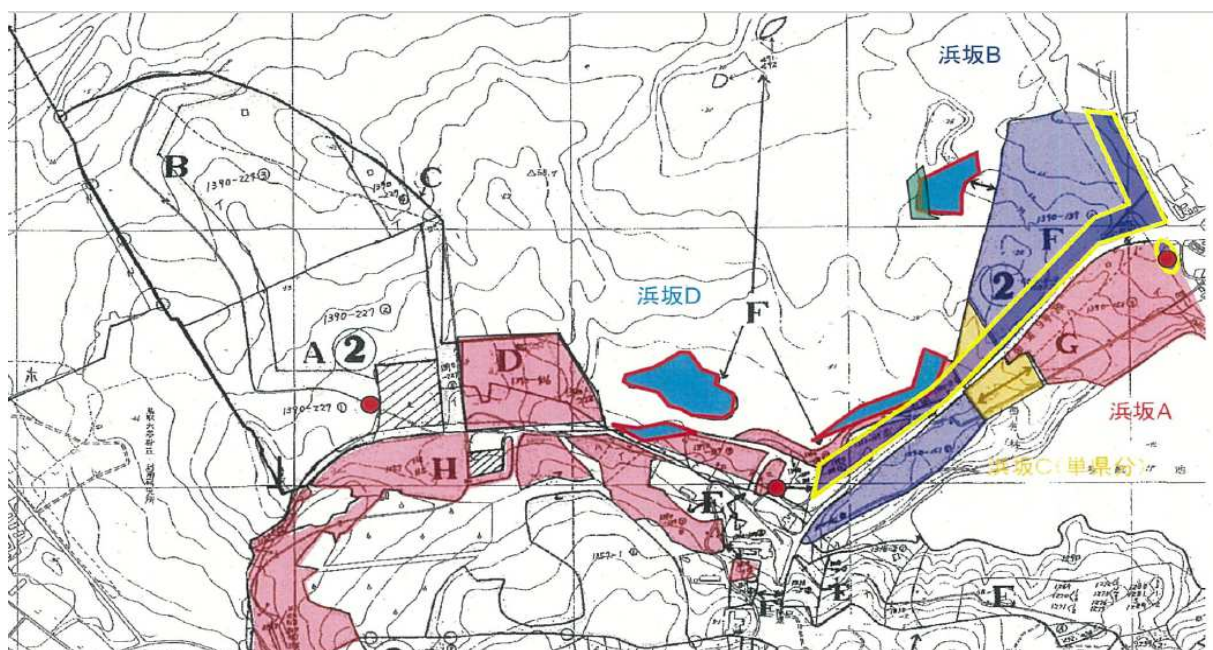
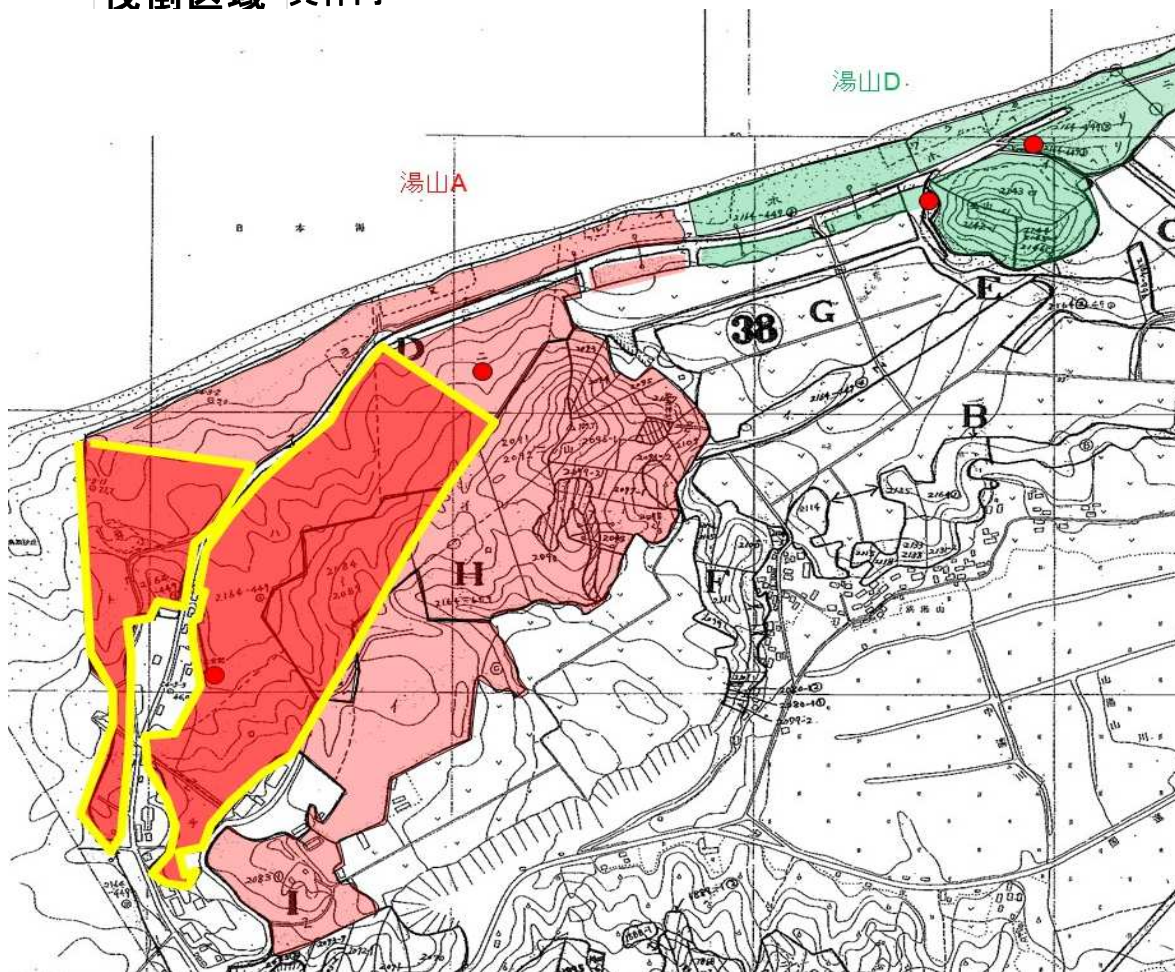
なお、駆除野帳の地区合計値の材積は小数第 4 位を四捨五入して 3 位止めとする。

第5 連絡打合せ等

- 1 現場代理人と監督員は常に意思疎通を図り、疑問点及び、設計図書と現地状況の不整合等については、十分な連絡打合せを行い、認識に齟齬が生じないようにすること。
- 2 地元関係者と充分連絡調整し、トラブル防止に努めること。

別紙1 伐倒区域 令和7年10月17日期限

伐倒区域 黄枠内





とっとり森林緊急通報カード



現場名：（ ）

現場から 119	衛星電話の場合 119通報不可 右記番号へ	東部消防局 0857-23-0119
		中部消防局 0858-29-5124
		西部消防局 0859-35-1960

※救急車を呼ぶべきか判断に迷うときは「#7119」へ。専門家へ相談できる。

携帯電話の通信は可能ですか？	はい ・ いいえ
「いいえ」の場合、携帯電話が通信可能な場所 (作業開始前に記入)	

＜現場の位置＞・・・可能なら現場位置の緯度・経度をGPS等で測定し通報。ヘリ救助の必要性は消防が判断。

現場の位置※	緯度	経度
(測地系 WGS84)		

※携帯電話は必ずGPSを「ON」の状態ですべて119番通報する。

※通報場所が被災者の位置と離れている場合は、通報場所から被災場所までの距離や方角を必ず伝えること。

＜救急車と案内人の合流場所＞・・・作業開始前に記入。合流場所は「ゼンリン住宅地図」があれば記載する。
合流場所の住所がわかれば詳細に住所を記載する。

合流場所の説明（救急車はゼンリン地図を搭載しているのでゼンリン地図に記載のある場所を記入） 「どこから入って」「どこら辺のどこで」または、住所があれば住所で

(注:救急車は砂利悪路で走行不可なので、被災現場付近の未舗装道路は現場の軽トラック等により乗り換える必要あり)

＜被災者の情報＞・・・被災場所で携帯電話が通信できない場合のみ記入して、通信可能場所へ向かう。
被災現場で携帯電話が通信可能なら記入せず、速やかに119通報する。

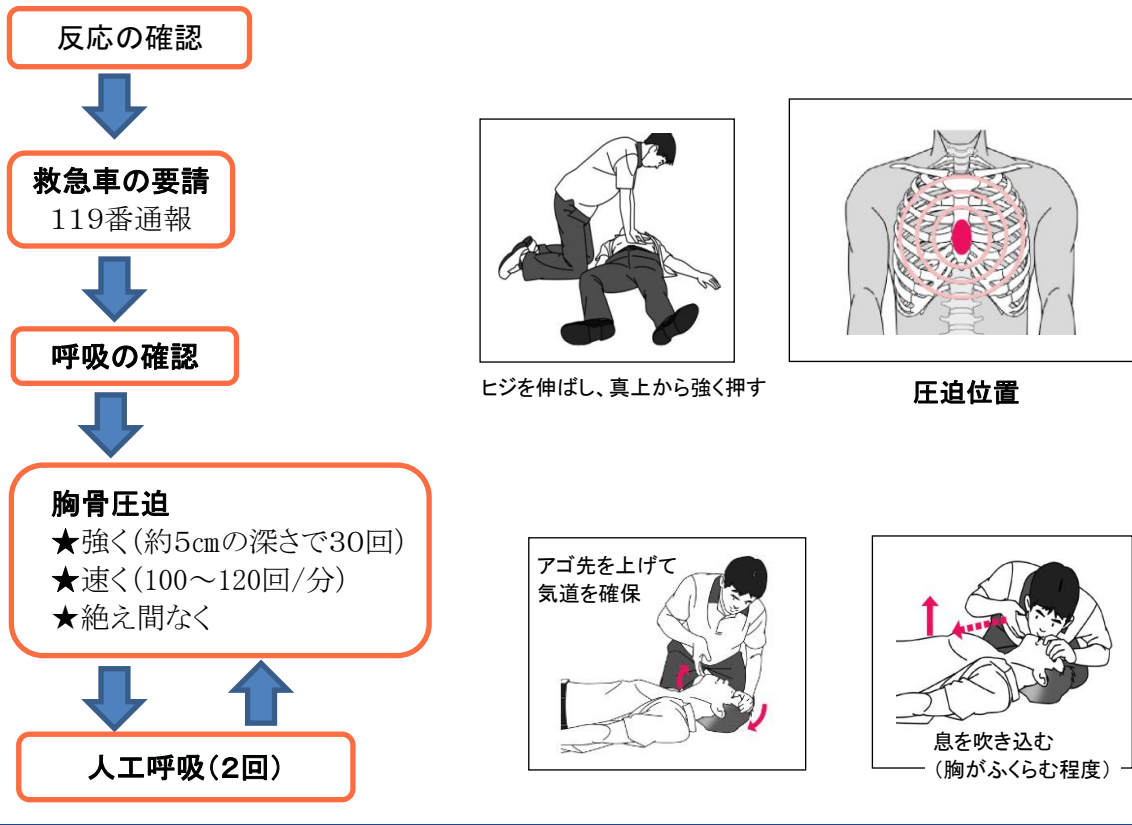
氏名		年齢・性別	() 歳 男・女	血液型	()
被災部位	手・足・頭・その他 ()	ハチアレルギー	ある ・ ない ・ 不明		
容態・状態					
意識	ある ・ ない	出血	多 ・ 少 ()		
呼吸	ある ・ ない	顔色	普通 ・ 白い ・ 赤い		
骨折	ある ・ ない ・ 不明	服の色			

＜応急処置＞・・・被災者を安全な場所へ移し応急処置を行う！可能なら合流場所へ向けて搬送する！

○まずは・・・**我が身の安全確保！！**

○話しかけて意識がないときは、痛覚を刺激する。**意識がないときは119番通報する。**

心肺蘇生法



直接圧迫止血法

○出血に対しては・・・清潔な止血帯・三角巾・タオル等を使用し止血する。

血液に触れないよう手袋等を使用し、傷口をタオル等で強く押さえて圧迫する



熱中症対策

○令和7年6月1日から、事業体の熱中症対策が義務化されています！！

・・・冷却服・空調服の着用。こまめに休憩(インターバル)。

○いつもと様子が違うと思ったら、熱中症を疑う！！(ふらつき、生あくび、大量の発汗など)

○症状に応じて119番通報。判断に迷うときは「**#7119**」へ。専門家へ相談できる。

全身を急速冷却

- ★ジャケット等衣類を脱がせ、水をかける
- ★水分・塩分、経口補水液などを飲ませる

環境負荷低減チェックシート（造林関係）

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他（ ）
記入日	令和 年 月 日

具体的な事項		チェック欄
1	適切な薬剤等の使用	
	農薬等の薬剤の適切な使用に努める。	
2	エネルギーの節減	
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める。	
3	害虫の発生防止	
	害虫の発生防止・低減に努める。	
4	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	
4-	生物多様性への悪影響の防止	
4-(1)	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める。	
4-(2)	下流域への土砂流出等による水質汚濁防止に努める。	
5-	環境関係法令の遵守等	
5-(1)	森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。	
5-(2)	みどりの食料システム戦略の趣旨の理解に努める。	
5-(3)	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。	
5-(4)	正しい知識に基づく作業安全に努める。	

鳥取県松くい虫駆除事業仕様書

第1 共通

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、鳥取県松くい虫駆除事業委託事務取扱要領（平成16年8月31日付森保第279号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて鳥取県が実施する松くい虫駆除事業（以下「事業」という。）の委託に適用する。
- (2) 委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、「鳥取県森林整備事業等業務検査規程」（以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもと、設計図書及びこの仕様書によって施工しなければならない。
- (3) この仕様書は、松くい虫駆除事業に関する一般的事項を示すものであり、個々の事業に対し特別必要な事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (4) 特記仕様書、設計図書、又は共通仕様書の間に相違がある場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- (5) 受託者は、信義に従って誠実に事業を履行し、監督員の指示がない限り事業を継続しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情で臨機の措置を行う場合は、この限りではない。

2 施工従事者

- (1) 事業に従事する者は、被害木処理に当たり必要な知識・技術を習得した者でなければならない。
- (2) 受託者は、施工前に作業従事者に対し、松くい虫駆除処理に必要な知識・技術講習を実施し、また、新規参入者への講習も適時に行うものとする。

3 事業現場管理

- (1) 受託者は、常に事業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受託者は、事業の施工中、監督員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす等の施工方法の採用をしてはならない。
- (3) 受託者は、事業箇所及びその周辺にある地上若しくは地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受託者は、薬剤及び油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。
- (5) 受託者は、事業現場に事業関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をする等十分な措置を講じなければならない。
- (6) 受託者は、事業現場には一般通行人が見やすい場所に事業名、事業期間、事業主体名、事業受託者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者名等を記入した事業標示板を設置しなければならない。
- (7) 受託者は、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の事故が発生した場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、すみやかに監督員に報告しなければならない。
- (8) 受託者は、施工に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。
また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなけ

ればならない。

4 施工計画書

- (1) 受託者は事業着手前に、次の事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。ただし、監督員の承諾を得た事項については、省略することができる。

- ア 現場組織表
- イ 施工方法
- ウ 計画工程表
- エ 施工管理計画
- オ 緊急時の体制
- カ 安全管理
- キ 環境対策
- ク その他

- (2) 受託者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、そのつど変更に関するものについて、変更計画書を提出しなければならない。

5 施工中の環境への配慮

受託者は、事業の施工に当たり、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督員が指示した場合には、措置を講じ、監督員の確認を受けなければならない。

6 官公庁への手続

- (1) 受託者は、事業の施行に当たり、必要な関係官公庁その他の機関に対する諸手続は、迅速に処理しなければならない。
- (2) 受託者は、関係官公庁その他の機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

7 諸法規の遵守

受託者は、事業の施工に当たり、関係法令及び事業に関する諸法規を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、受託者の負担と責任において行われなければならない。

8 安全管理

- (1) 受託者は、事業の施工に当たり、常に安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
- (2) 受託者は、施工期間における災害を防止するため、事業箇所及びその周辺のパトロールを実施するとともに、事業関係者による安全教育・訓練等を1ヶ月に1回以上実施し、関係する資料を整備するものとする。また、新規参入者の教育も適時に行うものとする。
- (3) 受託者は、使用機械、車両等の点検整備を行い、管理するものとする。
- (4) 受託者は、事業の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督員に通報するとともに、事故の報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。

9 事業中の検査又は確認

- (1) 受託者は、事業施工中において、設計図書で指定した事項又は監督員があらかじめ指示した事項については、監督員の検査又は確認を受けなければ、後続の作業を進めてはならない。
- (2) 前1項の規定において、受託者は、監督員の検査及び確認に関する資料を整備しなければならない。
- (3) 受託者は、監督員が事業の進捗状況の報告を求めた場合はただちに監督員に報告しなければならない。
- (4) 受託者は、委託事業量の9割の進捗率に達した場合は、前項の規定にかかわらず、監督員に報告しなければならない。
- (5) 監督員が未処理の被害量の報告を求めた場合は、ただちに監督員に報告しなければならない。

10 事業検査

- (1) 検査に当たっては、専門技術者その他立会いを求められた事業関係者が、必ず立ち会って検査を行わなければならない。
- (2) 受託者は、検査のために必要な資料及びその他の措置について、検査職員の指示に従わなければならない。

11 後片付け

受託者は、事業の全部又は一部の完成に際し、施工地周辺を保全、後片付け及び清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、事業検査に必要なものは監督員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去するものとする。

第2 伐倒駆除

1 伐倒措置

- (1) 被害木（マツノマダラカミキリが付着しているマツ）の伐倒は、周辺の健全木等に傷害を与えないように行うこととし、地際から10センチメートル（以下「cm」という。）の高さ（最大許容値プラス3cm）で行う。
- (2) 葉色が赤色となっているマツに隣接した葉色に変化の見られるマツにあつては、必ず樹皮を剥皮して、ヤニの吹き出しにより、被害木であるか否かを判断し、伐倒措置を行うこと。
- (3) 被害木は景観及び安全上、急を有するものから速やかに伐倒措置し、その他監督員の指示に従って計画的に措置するものとする。
- (4) 伐倒した被害木（以下「伐採木」という。）は、~~全表面に薬剤散布若しくはくん蒸が適切に行える程度の長さ~~に玉切り、枝払いを行うこと。

2 薬剤散布作業

- (1) 前項において伐採木の幹材部及び枝条部が乾燥している時期にムラなく薬剤散布を行うこと。
- (2) 使用薬剤
 - ア 使用薬剤の種類及び希釈倍率
設計書に示す記載成分〇〇（〇〇%含有）を有効成分とする農薬登録を受けた薬剤を〇〇倍に希釈して使用する。
なお、木材用着色剤（乳剤用・油剤用）を添加し、良くかく拌すること。

記載例

乳剤：MEP（80%含有）を有効成分とする農薬登録を受けた薬剤を水で80倍に希釈して使用する。

油剤：MEP（40%含有）を有効成分とする農薬登録を受けた薬剤を灯油で40倍に希釈して使用する。

※木材用着色剤は、自然環境等に影響を与えない、色落ちしにくく発色の良いものを選択すること。

イ 散布量

駆除における薬剤の散布量は、駆除材積1立方メートル（以下「 m^3 」という。）当たり、乳剤の場合で15リットル（希釈液）、油剤の場合で10リットル（希釈液）とする。

ウ 使用期間

乳 剤 平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年10月15日まで

油 剤 平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年11月15日まで

3 くん蒸作業

(1) 集積措置

ア 集積土場はなるべく平坦に仕上げること。

イ 玉切りした伐採木や伐倒の際、飛散した枝条も集めて0.5 m^3 程度ごとに土場地面に密着しないように枕木等を入れ、集積すること。また、被覆ビニールシート（以下「シート」という。）を破るおそれのある枝条や突起物は中心部に積むこと。

ウ 集積完了後、集積群ごとに番号を付け、それをスプレー等で明示すること。

エ 集積材積について、シート内容積の確認を行うため、集積群ごとに容積（縦×横×高さ）を計測・算出し別紙様式1に取りまとめること。

オ シートの裾を土等で押さえ完全に密封できるように集積群周辺に溝切りを行うこと。

(2) 使用薬剤

ア 使用薬剤の種類

設計書に示す記載成分N-メチルジオカルバミン酸アンモニウム（50%含有）またはナトリウムニメチルジチオカルバマート（30%含有）を有効成分とする農薬登録を受けた薬剤を使用する。

イ 使用量

駆除における薬剤の散布量は、シート内容積1 m^3 当たり0.5リットルとし、くん蒸期間は14日間以上とする。

ウ 使用期間

平成〇〇年9月〇〇日から平成〇〇年2月末日まで

(3) 薬剤処理措置

(1)において集積したものに(2)で指定した薬剤量をシート内容積に応じて直接振りかけ、直ちにシートを被せ、裾を土等で押さえ完全に密閉すること。

4 薬剤の管理及び取扱い

- (1) 受託者は、薬剤を使用する場合には、その管理及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講ずるとともに、薬剤を使用する都度、日時、場所、使用量などを取りまとめ薬剤使用状況の管理資料を作成しなければならない。
- (2) 薬剤の散布にあたる従事者は、ヘルメット、マスク、ゴム手袋等を着用し、事故の無いよう安全作業に努めなければならない。
- (3) 駆除に使用した薬剤の空容器、シート等は、受託者が責任をもって産業廃棄物として適正に処理すること。

5 駆除済みの証

受託者は、駆除措置が終了した被害木の伐根に一連番号をナンバーテープ等を使用して明示すること。

6 駆除野帳

- (1) 受託者は、前項で明示した番号順に所在地、根元直径、幹材積、全木材積等を別紙様式2に記載し、提出すること。
- (2) 幹材積については、駆除立木の伐倒直前又は直後に根元直径を計測し、別紙「鳥取県マツ根株材積表」によるものとし、全木材積（駆除材積）は、幹材積の1.2倍とする。
- (3) 根元直径は、地際から10cmの高さの最小径を計測し、表皮を含むものとする。

7 写真記録

次の事項について撮影し、管理資料を作成すること。

なお、デジタル写真による撮影、管理の場合は、原則として画像編集したものは認めない。

(1) 伐倒措置

ア 施工箇所の全景、及び枯損状況の代表部分を適宜撮影すること。

イ 伐採木の根元直径について、伐採木本数全体の5%以上（最大50本）を特定の直径階に偏らないよう撮影すること。

ウ 玉切り、枝払い、集積状況について、適宜、撮影すること。

エ 1の(2)の葉色の変化したマツを駆除する場合は、当該木のヤニの吹き出し状況を撮影しておくこと。

(2) 薬剤散布作業

全体本数量について、適宜、次により撮影し管理資料を作成すること。

ア 伐採木ごとに、散布日時、被害木番号を黒板に記載し、その黒板とともに散布状況を撮影すること。

イ 伐採木全体に薬剤散布していることが確認できるよう、上記アにあわせて、当該丸太を回転させ散布している状況を撮影すること。

ウ 使用薬剤等について、調合の都度、種類及び数量を撮影すること。

(3) くん蒸作業

集積群数の5%以上について、次により撮影し管理資料を作成すること。

ア 集積群ごとに集積完了状況を撮影すること。

イ 集積完了状況写真については、集積群番号及び体積が確認できるものを撮影すること。

ウ 集積群番号、くん蒸開始日、集積被害木番号を黒板に記載し、その黒板とともに

にくん蒸開始状況を撮影すること。

エ シート被覆後に、シート設置状況、シート裾押さえ状況、散布薬剤量（ウで使用する容器の空容器）を確認できるものを撮影すること。

オ くん蒸終了後、集積群ごとに、適宜、シート撤去完了状況、撤去したシートを撮影するものとする（シート撤去日が確認できるようにすること。）。 *ただし、生分解性シートを使用した場合は不要。

（４）使用材料

使用薬剤については、検収時に数量が分かる状態で全量を撮影し、完了時には空容器の数量が分かる状態で全量を撮影する。

くん蒸作業に使用する被覆用ビニールシートについては、検収時及び完了時に数量が分かる状態で全量を撮影する。

（５）その他

その他監督員が指示する状況等を撮影し管理資料を作成すること。

8 事業費

当該作業完了後、次のとおり事業費を変更するものとする。

（１）伐倒、枝払い、玉切り及び薬剤散布費

伐倒したマツの根元直径に応じて変更

第3 特別伐倒駆除

1 伐倒措置

第2の1（1）から（3）に記載のとおり実施し、伐倒した伐採木は、移動式チップパーで安全に破砕が行える若しくは確実に炭化が行える程度の長さ玉切り、枝払いを行うこと。

なお、利用促進としてチップ工場へ搬出するものは、末口6cm以上、長さ2メートル（m）程度（上下限2割）に採材すること。

2 破砕措置

全木破砕においては被害木の幹材部及び枝条部、枝条破砕においては搬出されない末木枝条について、周辺環境に配慮しつつ、移動式チップパーにより破砕後の木片の厚さが15ミリメートル（以下「mm」という。）以下となるように破砕し、林内に10cm以下の厚さになるよう均一に散布すること。

なお、破砕漏れが無いよう、十分伐採現場を精査すること。

3 焼却措置

（１）全木焼却においては被害木の幹材部及び枝条部、枝条焼却においては搬出されない末木枝条について、消防署等関係機関に届出の上、周辺環境に配慮しつつ、確実に炭化させ、駆除対象害虫を殺虫することを第一義として焼却しなければならない。

なお、焼却漏れが無いよう、十分伐採現場を精査すること。

（２）焼却措置の実施に際しては、鎮火を確認のうえ現場を離れる等山火事防止に万全の措置をとること。

4 被害木の利用促進

（１）被害木をチップ工場等へ搬出する場合、原則として、県内のチップ工場等とし、

破碎後の木片の厚さが6mm（木材チップパーにより破碎する場合にあっては、15mm。）以下となるように破碎することのできる工場等でなければならない。

なお、搬出の際は、事前に売買契約等を締結するものとし、工期末の2週間前まで破碎を完了することを条件としなければならない。

- (2) チップ工場等へ搬入する際は、積み荷を特定できるよう荷番号をスプレー等で明示すること。
- (3) チップ工場等に伐採木を搬入した場合、チップ工場等が発行する搬入伝票に売買契約名及び搬入荷番号を明記し、その都度（搬入伝票毎）搬入先工場担当者の検印を受けて、管理資料として整理すること。
- (4) 受託者は、チップ工場等への搬入時期を調整し、工期末の2週間前までに破碎を完了すること。

5 駆除済みの証

第2の5に記載のとおり明示すること。

6 駆除野帳

第2の6に記載のとおり作成する。

7 写真記録

次の事項について撮影し、管理資料を作成すること。

なお、デジタル写真による撮影、管理の場合は、原則として画像編集したものは認めない。

(1) 伐倒措置

ア 施工箇所全景、及び枯損状況の代表部分を適宜撮影すること。

イ 伐採木の根元直径について、伐採木本数全体の5%以上（最大50本）を特定の直径階に偏らないよう撮影すること。

ウ 玉切り、枝払い、集積状況について、適宜、撮影すること。

エ 第2の1の(2)の葉色の変化したマツを駆除する場合は、当該木のヤニの吹き出し状況を撮影しておくこと。

(2) 破碎又は焼却措置

伐採木本数全体について、適宜、破碎又は焼却日時、被害木番号を黒板に記載し、その黒板とともに破碎又は焼却状況を撮影し、管理資料を作成すること。

(3) その他

その他監督員が指示する状況等を撮影し管理資料を作成すること。

8 事業費

当該作業完了後、次のとおり事業費を変更するものとする。

(1) 伐倒、枝払い、玉切り及び薬剤散布費

伐倒したマツの根元直径に応じて変更

(2) 集材費

伐倒したマツの根元直径及び集材距離に応じて変更

(3) 運搬費

搬出先のチップ工場等が発行する伝票の重量に応じて変更

9 その他

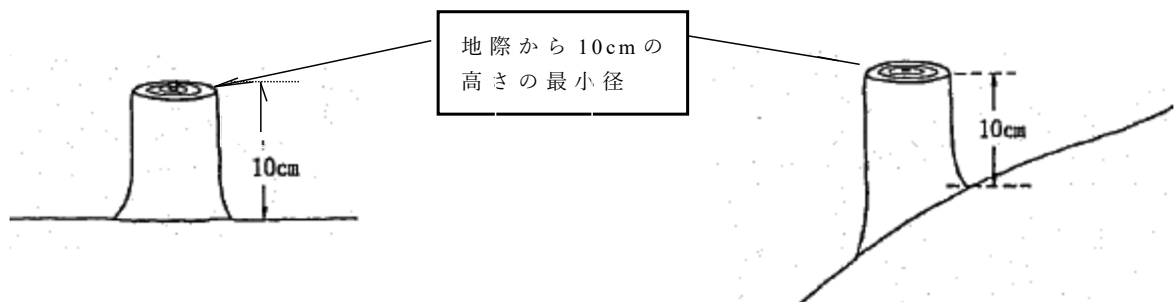
使用した移動式チッパー等の使用状況が確認できる書類を取りまとめること。

鳥取県マツ根株材積表

根元直径 (cm)	幹材積 (m ³)		根元直径 (cm)	幹材積 (m ³)
4	0.002		38	0.661
6	0.005		40	0.757
8	0.011		42	0.861
10	0.020		44	0.973
12	0.032		46	1.094
14	0.048		48	1.120
16	0.068		50	1.216
18	0.092		52	1.315
20	0.122		54	1.419
22	0.157		56	1.526
24	0.197		58	1.637
26	0.243		60	1.752
28	0.296		62	1.871
30	0.355		64	1.994
32	0.420		66	2.121
34	0.493		68	2.252
36	0.573		※70cm以上は、毎木材積調査を行う。	

(根元直径の測定方法)

- 1 根元直径の計測は、2 cm 括約とする。
例) 20.0cm の場合、19.0cm 以上 21.0cm 未満の範囲。
- 2 根元直径は地際から 10 cm の高さの最小径 (表皮を含む) とする。



くん 蒸 野 帳

No.

[illegible]

驅 除 野 帳

No.

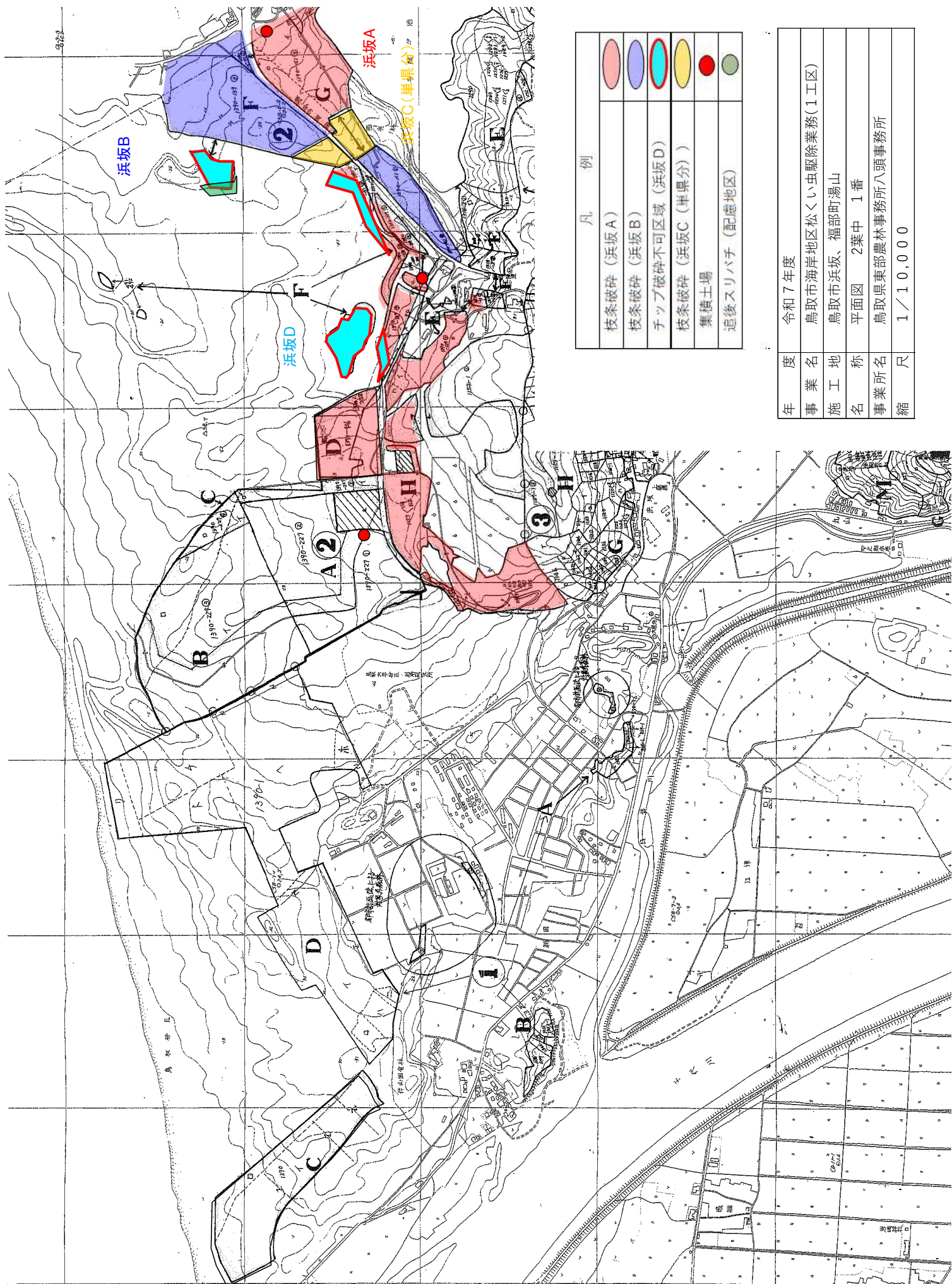
[illegible]

契約図面

位置図 8万分の1

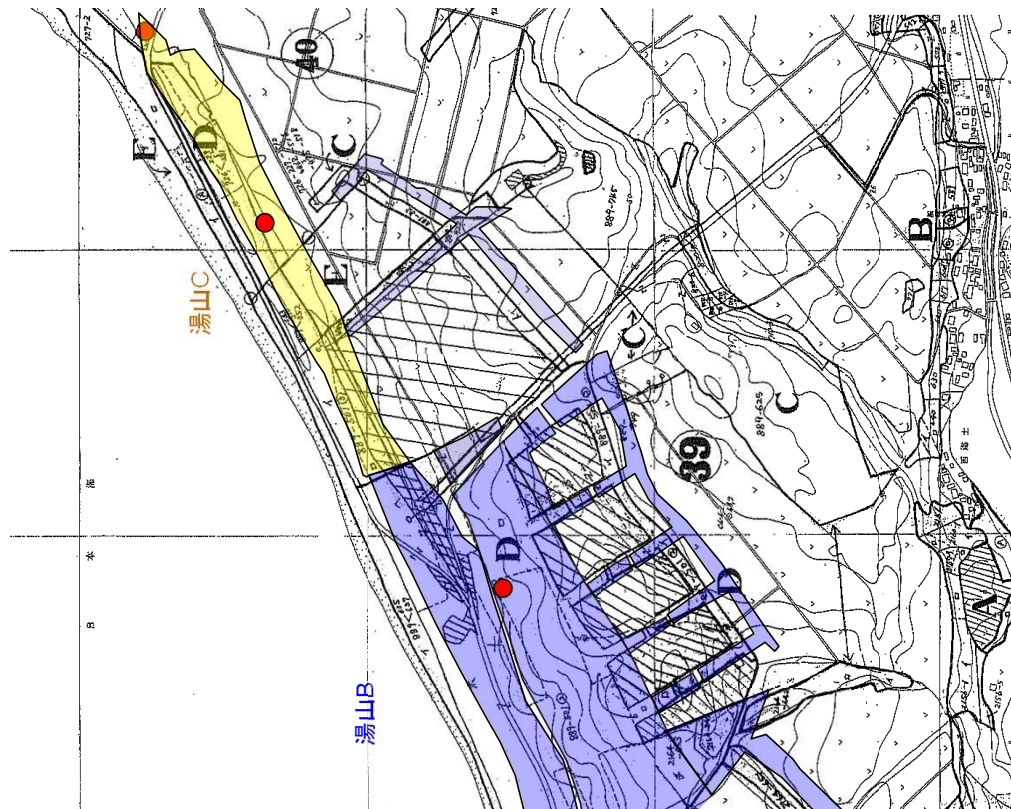
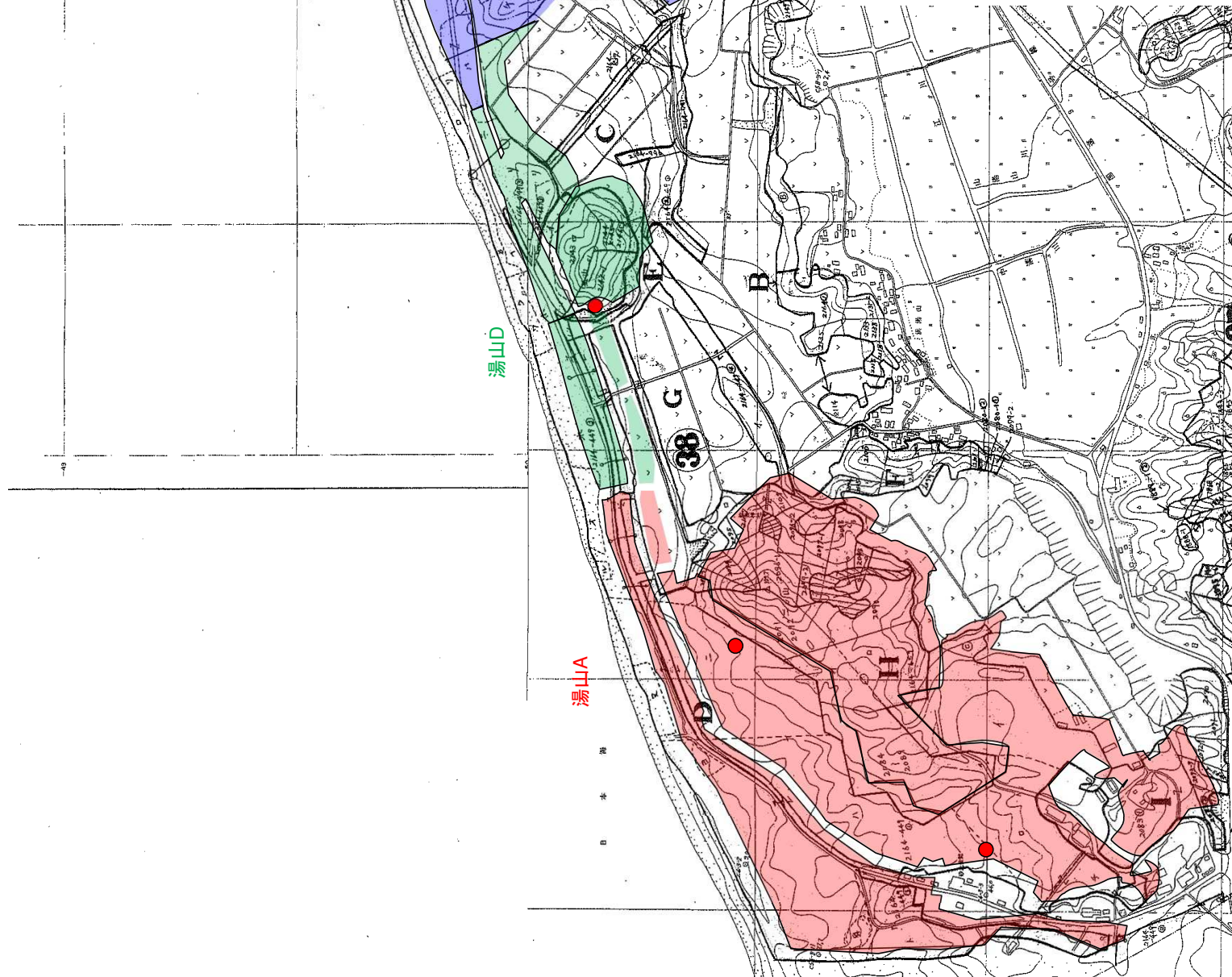
浜坂・湯山地区





凡 例	
枝条破砕 (浜坂 A)	
枝条破砕 (浜坂 B)	
チップ破砕不可区域 (浜坂 D)	
枝条破砕 (浜坂 C (単県分))	
集積土場	
追後スリパチ (配慮地区)	

年 度	令和 7 年度
事 業 名	鳥取市海岸地区松くい虫駆除業務(1工区)
施 工 地	鳥取市浜坂、福部町湯山
名 称	平面図 2葉中 1 番
事業所名	鳥取県東部農林事務所八頭事務所
縮 尺	1/10,000



凡 例	
	枝条破砕 (湯山A)
	枝条破砕 (湯山B)
	枝条破砕 (湯山C)
	枝条破砕 (湯山D)
	集積土場

年 度	令和7年度
事 業 名	鳥取市海岸地区松くい虫駆除業務(1工区)
施 工 地	鳥取市浜坂、福部町湯山
名 称	平面図 2葉中 2番
事業所名	鳥取県東部農林事務所八頭事務所
縮 尺	1/10,000

数量総括表

数量総括表

区 分			規 格	数量	単位	摘 要
浜坂 A	特別伐倒駆除	・枝条破碎	伐倒・枝払・玉切 根元直径18cm以下	69.723	m3	地表状況 中 傾斜0～15度
			木寄・集材（2t積・ウインチ併用） 根元直径12～18cm	57.871	m3	運搬距離200m未満
			木寄	11.852	m3	17%（枝条）
			木材チップ化 賃料	11.852	m3	17%（枝条）
			木材チップ敷均し	11.852	m3	17%（枝条）
	仮設工	交通誘導員B		13	時間	2人×6.5時間
浜坂 B	特別伐倒駆除	・枝条破碎	伐倒・枝払・玉切 根元直径18cm以下	7.715	m3	地表状況 中 傾斜0～15度
			木寄・集材（2t積・ウインチ併用） 根元直径12～18cm	6.404	m3	運搬距離200～400m未満
			木寄	1.311	m3	17%（枝条）
			木材チップ化 賃料	1.311	m3	17%（枝条）
			木材チップ敷均し	1.311	m3	17%（枝条）
浜坂 D	特別伐倒駆除	・枝条破碎	伐倒・枝払・玉切 根元直径18cm以下	24.593	m3	地表状況 中 傾斜0～15度
			木寄・集材（2t積・ウインチ併用） 根元直径12～18cm	20.413	m3	運搬距離200～400m未満
			木寄	4.180	m3	17%（枝条）
			木材チップ化 賃料	4.180	m3	17%（枝条）
			木材チップ敷均し	4.180	m3	17%（枝条）
湯山 A	特別伐倒駆除	・枝条破碎	伐倒・枝払・玉切 根元直径18cm以下	63.169	m3	地表状況 中 傾斜0～15度
			木寄・集材（2t積・ウインチ併用） 根元直径12～18cm	52.431	m3	運搬距離200m未満
			木寄	10.738	m3	17%（枝条）
			木材チップ化 賃料	10.738	m3	17%（枝条）
			木材チップ敷均し	10.738	m3	17%（枝条）
湯山 B	特別伐倒駆除	・枝条破碎	伐倒・枝払・玉切 平均根元直径20cm	57.865	m3	地表状況 中 傾斜0～15度
			木寄・集材（2t積・ウインチ併用） 根元直径18～24cm	48.028	m3	運搬距離200～400m未満
			木寄	9.837	m3	17%（枝条）
			木材チップ化 賃料	9.837	m3	17%（枝条）
			木材チップ敷均し	9.837	m3	17%（枝条）
湯山 C	特別伐倒駆除	・枝条破碎	伐倒・枝払・玉切 根元直径18cm以下	6.751	m3	地表状況 中 傾斜0～15度
			木寄・集材（2t積・ウインチ併用） 根元直径12～18cm	5.604	m3	運搬距離200m未満
			木寄	1.147	m3	17%（枝条）
			木材チップ化 賃料	1.147	m3	17%（枝条）
			木材チップ敷均し	1.147	m3	17%（枝条）
湯山 D	特別伐倒駆除	・枝条破碎	伐倒・枝払・玉切 根元直径18cm以下	28.933	m3	地表状況 中 傾斜0～15度
			木寄・集材（2t積・ウインチ併用） 根元直径12～18cm	24.015	m3	運搬距離200m未満
			木寄	4.918	m3	17%（枝条）
			木材チップ化 賃料	4.918	m3	17%（枝条）
			木材チップ敷均し	4.918	m3	17%（枝条）
浜坂 A、B、D	仮設工	交通誘導員B		13	時間	2人×6.5時間
湯山 A、B、C、D	運搬工	チップ用材	駆除材積み込み トラック10t	84.688	m3	
			運搬距離20km以内 トラック10t	7.00	台	÷12.5m ³ /台
湯山 A、B、C、D	運搬工	チップ用材	駆除材積み込み トラック4t	130.078	m3	
			運搬距離20km以内 トラック4t	27.00	台	÷5.0m ³ /台
浜坂・湯山	販売収入	チップ用材	山陰丸和林業八頭事務所	171.813	t	
浜坂 C	特別伐倒駆除	・枝条破碎	伐倒・枝払・玉切 根元直径18cm以内	4.822	m3	地表状況 中 傾斜0～15度
			木寄・集材（2t積・ウインチ併用） 根元直径12～18cm	4.003	m3	運搬距離200～400m未満
			木寄	0.819	m3	17%（枝条）
			木材チップ化 賃料	0.819	m3	17%（枝条）
			木材チップ敷均し	0.819	m3	17%（枝条）
	運搬工	チップ用材	駆除材積み込み トラック10t	4.003	m3	
			運搬距離20km以内 トラック10t	1.00	台	÷12.5m ³ /台
	販売収入	チップ用材	山陰丸和林業八頭事務所	3.203	t	

計 263.571 m3

積算参考資料

(契約図書ではありません)

総括情報表

頁0-0001

事務所 設計書名 変更回数 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系 ファイル名	12 八頭事務所 設計書 当初 07-*****-11111-10 0 1 実施単価 03 鳥取市 00-07.08.10(0) 1 治山		
	当 世 代	前 世 代	
前払率 (%) 工種区分 施工地域・施工場所 契約保証区分 緊急工費補正区分 現場環境改善費区分 豪雪割増 週休二日補正係数	00 17 森林整備B 19 補正なし 03 補正しない 00 通常工事 0 % 00 率分計上なし 02 豪雪割増あり 12 月単位の週休2日		

工事内訳書

頁0-0002

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							X1000
特別伐倒駆除							Y1999 (レバノ1)
施工地 浜坂A 集材距離 200m未満 傾斜 0度-15度 地表状況 中							Y2999 (レバノ2)
		1		式			工種 第0001号表
施工地 浜坂B 集材距離 200～400m 傾斜 0度-15度 地表状況 中							Y2999 (レバノ2)
		1		式			工種 第0003号表
施工地 浜坂D 集材距離 200～400m 傾斜 0度-15度 地表状況 中							Y2999 (レバノ2)
		1		式			工種 第0004号表
施工地 湯山A 集材距離 200m未満 傾斜 0度-15度 地表状況 中							Y2999 (レバノ2)
		1		式			工種 第0005号表
施工地 湯山B 集材距離 200m～400m 傾斜 0度-15度 地表状況 中							Y2999 (レバノ2)
		1		式			工種 第0006号表
施工地 湯山C 集材距離 200m未満 傾斜 0度-15度 地表状況 中							Y2999 (レバノ2)
		1		式			工種 第0007号表
施工地 湯山D 集材距離 200m未満 傾斜 0度-15度 地表状況 中							Y2999 (レバノ2)
		1		式			工種 第0008号表

工事内訳書

頁0-0003

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
運搬										Y2999	(レベル2)
		1			式					工種	第0009号表
直接工事費											
準備費										Z0004	
					式						
	チップ工場引取価格 山陰丸和林業八頭事務所 R7松くい虫等防除事業実施単価表（秋期）									F0008	00
		171.813			t						070810 8
共通仮設費											
					式						
共通仮設費計											
純工事費											
現場管理費											
					式						
工事原価											

工事内訳書

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
一般管理費等											
					式						
工事価格											

工事内訳書

頁0-0005

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
附帯工事費										X2000	
特別伐倒駆除 単県分										Y1999	(レ^\ Ⅱ1)
施工地	浜坂C(単県分) 集材距離 200 ~ 400m 傾斜 0度-15度 地表状況 中									Y2999	(レ^\ Ⅱ2)
		1		式						工種 第0010号表	
運搬										Y2999	(レ^\ Ⅱ2)
		1		式						工種 第0011号表	
直接工事費											
準備費										Z0004	
					式						
	チップ工場引取価格 山陰丸和林業八頭事務所 R7松くい虫等防除事業実施単価表（秋期）									F0008	00
		3.203		t							070810 8
共通仮設費											
					式						
共通仮設費計											

工事内訳書

	費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
純工事費											
現場管理費											
					式						
工事原価											
一般管理費等											
					式						
工事価格											
工事価格計											
消費税等相当額計											
					式						
工事費計											

施工地 浜坂A

工種明細書

頁0-0007

集材距離 200m未満 傾斜 0度-15度 地表状況 中 Y2999

工種 第0001号表

工 種 ・ 施 工 名 称 など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
伐倒・枝払・玉切(根元直径18cm以下) 根元直径18cm以下 地表状況 中 傾斜 0-15度	69.723	m 3			V0049 00 施工 第0 -0001号表
木寄・集材(2 t積・ウインチ併用) 根元直径12～18cm 運搬距離200m未満	57.871	m 3			V10200 00 施工 第0 -0003号表
木寄 グラップル木寄せ 0.25クラス 伐倒材積×0.17(枝条分)	11.852	m 3			V0099 00 施工 第0 -0008号表
木材チップ化 20kw級チップー 伐倒材積×0.17(枝条分)	11.852	m 3			V0018 00 施工 第0 -0010号表
木材チップ敷均し 伐倒材積×0.17(枝条分)	11.852	m 3			V0021 00 施工 第0 -0012号表
仮設工	1	式			Y3999 (レベル3) 工種 第0002号表
** 単位当り **	1	式			

仮設工

Y3999

工種明細書

工種 第0002号表

工 種 ・ 施 工 名 称 など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
交通誘導警備員B						VR0369 00
		13	時間			施工 第0 -0013号表
* * 単位当り * *						
		1	式			

施工地 浜坂B

工種明細書

頁0-0009

集材距離 200～400m 傾斜 0度-15度 地表状況 中 Y2999

工種 第0003号表

工 種 ・ 施 工 名 称 など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
伐倒・枝払・玉切(根元直径18cm以下) 根元直径18cm以下 地表状況 中 傾斜 0-15度	7.715	m 3			V0049 00 施工 第0 -0001号表
木寄・集材(2 t積・ウインチ併用) 根元直径12～18cm 運搬距離200～400m	6.404	m 3			V10400 00 施工 第0 -0014号表
木寄 グラップル木寄せ 0.25クラス 伐倒材積×0.17(枝条分)	1.311	m 3			V0099 00 施工 第0 -0008号表
木材チップ化 20kw級チップパー 伐倒材積×0.17(枝条分)	1.311	m 3			V0018 00 施工 第0 -0010号表
木材チップ敷均し 伐倒材積×0.17(枝条分)	1.311	m 3			V0021 00 施工 第0 -0012号表
* * 単位当り * *	1	式			

施工地 浜坂D

工種明細書

頁0-0010

集材距離 200～400m 傾斜 0度-15度 地表状況 中 Y2999

工種 第0004号表

工 種 ・ 施 工 名 称 など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
伐倒・枝払・玉切(根元直径18cm以下) 根元直径18cm以下 地表状況 中 傾斜 0-15度	24.593	m 3			V0049 00 施工 第0 -0001号表
木寄・集材(2 t積・ウインチ併用) 根元直径12～18cm 運搬距離200～400m	20.413	m 3			V10400 00 施工 第0 -0014号表
木寄 グラップル木寄せ 0.25クラス 伐倒材積×0.17(枝条分)	4.180	m 3			V0099 00 施工 第0 -0008号表
木材チップ化 20kw級チップパー 伐倒材積×0.17(枝条分)	4.180	m 3			V0018 00 施工 第0 -0010号表
木材チップ敷均し 伐倒材積×0.17(枝条分)	4.180	m 3			V0021 00 施工 第0 -0012号表
* * 単位当り * *	1	式			

施工地 湯山A

工種明細書

頁0-0011

集材距離 200m未満 傾斜 0度-15度 地表状況 中 Y2999

工種 第0005号表

工 種 ・ 施 工 名 称 など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
伐倒・枝払・玉切(根元直径18cm以下) 根元直径18cm以下 地表状況 中 傾斜 0-15度						V0049 00
	63.169	m 3				施工 第0 -0001号表
木寄・集材(2 t積・ウインチ併用) 根元直径12～18cm 運搬距離200m未満						V10200 00
	52.431	m 3				施工 第0 -0003号表
木寄 グラップル木寄せ 0.25クラス 伐倒材積×0.17(枝条分)						V0099 00
	10.738	m 3				施工 第0 -0008号表
木材チップ化 20kw級チップー 伐倒材積×0.17(枝条分)						V0018 00
	10.738	m 3				施工 第0 -0010号表
木材チップ敷均し 伐倒材積×0.17(枝条分)						V0021 00
	10.738	m 3				施工 第0 -0012号表
＊ ＊ 単位当り ＊ ＊						
	1	式				

施工地 湯山B

工種明細書

頁0-0012

集材距離 200m～400m 傾斜 0度-15度 地表状況 中 Y2999

工種 第0006号表

工 種 ・ 施 工 名 称 など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
伐倒・枝払・玉切(根元直径20cm) 根元直径20cm 地表状況 中 傾斜 0-15度	57.865	m 3			V0052 00 施工 第0 -0015号表
木寄・集材(2 t積・ウインチ併用) 根元直径18～24cm 運搬距離200m～400m	48.028	m 3			V10300 00 施工 第0 -0016号表
木寄 グラップル木寄せ 0.25クラス 伐倒材積×0.17(枝条分)	9.837	m 3			V0099 00 施工 第0 -0008号表
木材チップ化 20kw級チップー 伐倒材積×0.17(枝条分)	9.837	m 3			V0018 00 施工 第0 -0010号表
木材チップ敷均し 伐倒材積×0.17(枝条分)	9.837	m 3			V0021 00 施工 第0 -0012号表
* * 単位当り * *	1	式			

施工地 湯山C

工種明細書

頁0-0013

集材距離 200m未満 傾斜 0度-15度 地表状況 中 Y2999

工種 第0007号表

工 種 ・ 施 工 名 称 など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
伐倒・枝払・玉切(根元直径18cm以下) 根元直径18cm以下 地表状況 中 傾斜 0-15度						V0049 00
	6.751	m 3				施工 第0 -0001号表
木寄・集材(2 t積・ウインチ併用) 根元直径12～18cm 運搬距離200m未満						V10200 00
	5.604	m 3				施工 第0 -0003号表
木寄 グラップル木寄せ 0.25クラス 伐倒材積×0.17(枝条分)						V0099 00
	1.147	m 3				施工 第0 -0008号表
木材チップ化 20kw級チップパー 伐倒材積×0.17(枝条分)						V0018 00
	1.147	m 3				施工 第0 -0010号表
木材チップ敷均し 伐倒材積×0.17(枝条分)						V0021 00
	1.147	m 3				施工 第0 -0012号表
＊ ＊ 単位当り ＊ ＊						
	1	式				

施工地 湯山D

工種明細書

頁0-0014

集材距離 200m未満 傾斜 0度-15度 地表状況 中 Y2999

工種 第0008号表

工 種 ・ 施 工 名 称 など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
伐倒・枝払・玉切(根元直径18cm以下) 根元直径18cm以下 地表状況 中 傾斜 0-15度	28.933	m 3			V0049 00 施工 第0 -0001号表
木寄・集材(2 t積・ウインチ併用) 根元直径12～18cm 運搬距離200m未満	24.015	m 3			V10200 00 施工 第0 -0003号表
木寄 グラップル木寄せ 0.25クラス 伐倒材積×0.17(枝条分)	4.918	m 3			V0099 00 施工 第0 -0008号表
木材チップ化 20kw級チップー 伐倒材積×0.17(枝条分)	4.918	m 3			V0018 00 施工 第0 -0010号表
木材チップ敷均し 伐倒材積×0.17(枝条分)	4.918	m 3			V0021 00 施工 第0 -0012号表
仮設工					Y3999 (レベル3)
交通誘導警備員B	13	時間			VR0369 00 施工 第0 -0013号表
* * 単位当り * *	1	式			

運搬

Y2999

工種明細書

工種 第0009号表

頁0-0015

工 種 ・ 施 工 名 称 など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
駆除材積込み（機械積込み） 輸送トラック等への積込み					V0015 00
	84.688	m 3			施工 第0 -0017号表
チップ用材運搬費 大型車 20km 10tクラス 浜坂 A、B、D					V0026 00
	7.00	台			施工 第0 -0019号表
駆除材積込み（機械積込み） 輸送トラック等への積込み 湯山 A、B、C、D					V0015 00
	130.078	m 3			施工 第0 -0017号表
チップ用材運搬費 中型車 20km 4tクラス 湯山 A、B、C、D					V0017 00
	27.00	台			施工 第0 -0020号表
単位当り					
	1	式			

施工地 浜坂C(単県分)

工種明細書

頁0-0016

集材距離 200～400m 傾斜 0度-15度 地表状況 中 Y2999

工種 第0010号表

工 種 ・ 施 工 名 称 など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
伐倒・枝払・玉切(根元直径18cm以下) 根元直径18cm以下 地表状況 中 傾斜 0-15度	4.822	m 3			V0049 00 施工 第0 -0001号表
木寄・集材(2 t積・ウインチ併用) 根元直径12～18cm 運搬距離200～400m	4.003	m 3			V10400 00 施工 第0 -0014号表
木寄 グラップル木寄せ 0.25クラス 伐倒材積×0.17(枝条分)	0.819	m 3			V0099 00 施工 第0 -0008号表
木材チップ化 20kw級チップパー 伐倒材積×0.17(枝条分)	0.819	m 3			V0018 00 施工 第0 -0010号表
木材チップ敷均し 伐倒材積×0.17(枝条分)	0.819	m 3			V0021 00 施工 第0 -0012号表
* * 単位当り * *	1	式			

運搬

Y2999

工種明細書

工種 第0011号表

頁0-0017

工 種 ・ 施 工 名 称 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
駆除材積込み（機械積込み） 輸送トラック等への積込み					V0015 00
チップ工場	4.003	m 3			施工 第0 -0017号表
チップ用材運搬費					V0026 00
大型車 20km 10tクラス					
チップ工場分のみ	1	台			施工 第0 -0019号表
＊ ＊単位当り＊ ＊					
	1	式			

施工単価表

頁0-0018

伐倒・枝払・玉切(根元直径18cm以下)
根元直径18cm以下

V0049

地表状況 中 傾斜 0-15度

施工 第0 -0001号表

10

m 3

当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊作業員	3.45	人			RTPC00001
普通作業員	3.45	人			RTPC00002
チェーンソー運転 鋸長500mm 排気量60cc	6.9	日			V0002 施工 第0-0002号表
合計	10	m 3			
単位当り	1	m 3			

施 工 単 価 表

チェーンソー運転
鋸長500mm

V0002

施工 第0 -0002号表

1 日 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
チェーンソー損料 鋸長500mm 排気量60cc	1	日			F0010 R7松くい虫等防除事業実施単価表（秋期）
混合油 50：1	0.9	L			F0003
潤滑油（チェーンオイル） 生分解性	0.5	L			F0005 R7松くい虫等防除事業実施単価表（秋期）
＊ ＊ 単位当り ＊ ＊	1	日			

施工単価表

頁0-0020

木寄・集材（2t積・ウインチ併用）
根元直径12～18cm

V10200
運搬距離200m未満

施工 第0 -0003号表

10 m 3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊運転手	0.48	人			RTPC00006
普通作業員	0.97	人			RTPC00002
グラップル木寄 ベースマシン0.25クラス	2.60	時間			V10201 施工 第0-0004号表
グラップル積込 ベースマシン0.25クラス	1.48	時間			V10201 施工 第0-0005号表
小型不整地運搬車 2t積 木材積載量1.22m3	0.50	日			V10202 施工 第0-0006号表
グラップル極積 ベースマシン0.25クラス	0.67	時間			V10201 施工 第0-0007号表
合計	10	m 3			
単位当り	1	m 3			

施 工 単 価 表

施工 第0 -0004号表

V10201

グラップル木寄
ベースマシン0.25クラス

1 時間 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械損料 0.25クラス 2.0 t 積	1	時間			F0001
燃料 軽油	5.9	L			TTTPC00013
* * 単位当り * *	1	時間			

施 工 単 価 表

V10201

施工 第0 -0005号表

1 時間 当り

グラップル積込
ベースマシン0.25クラス

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械損料 0.25クラス 2.0 t 積	1	時間			F0001
燃料 軽油	5.9	L			TTTPC00013
* * 単位当り * *	1	時間			

施工単価表

頁0-0023

小型不整地運搬車

V10202

2t積

木材積載量1.22m3

施工 第0 -0006号表

当り

[illegible]

07-*****-11111-10

鳥 取 県

施 工 単 価 表

V10201

施工 第0 -0007号表

1 時間 当り

グラップル掘積
ベースマシン0.25クラス

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械損料 0.25クラス 2.0t 積	1	時間			F0001
燃料 軽油	5.9	L			TTTPC00013
* * 単位当り * *	1	時間			

施工単価表

頁0-0025

木寄

グラップル木寄せ 0.25クラス

V0099

伐倒材積×0.17(枝条分)

施工 第0 -0008号表

10

m 3

当り

[illegible]

施 工 単 価 表

V0020

施工 第0 -0009号表

1 h 当り

グラップル運転
ベースマシン0.25クラス

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊運転手	0.2	人			RTPC00006
グラップル損料 0.25(0.28)	1	h			F0011
軽油 小型ローリー（パトロール給油）	5.9	L			R7松くい虫等防除事業実施単価表（秋期） TTPC00013
＊ ＊単位当り＊ ＊	1	h			

施工単価表

頁0-0027

木材チップ化
20kw級チップパー

V0018
伐倒材積×0.17(枝条分)

施工 第0 -0010号表

10 m 3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
移動式チップパー運転 横入式20kg級	0.73	日			V0019 施工 第0-0011号表
グラップル運転 ベースマシン0.25クラス	3.97	h			V0020 施工 第0-0009号表
合計	10	m 3			
単位当り	1	m 3			

施 工 単 価 表

移動式チップー運転
横入式20kg級

V0019

施工 第0 -0011号表

1 日 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊作業員	1	人			RTPC00001
移動式チップー賃料 20kw	1.43	日			F0007
軽油 小型ローリー（パトロール給油）	19.0	L			R7松くい虫等防除事業実施単価表（秋期） TTPC00013
＊ ＊ 単位当り ＊ ＊	1	日			

木材チップ敷均し

V0021
伐倒材積×0.17(枝条分)

施 工 単 価 表

施工 第0 -0012号表

1 m 3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員	0.11	人			RTPC00002
＊ ＊ 単位当り ＊ ＊	1	m 3			

交通誘導警備員B

VR0369

施 工 単 価 表

施工 第0 -0013号表

頁0-0030

8 時間 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
交通誘導警備員 B	1	人			R0369
*** 合計 ***	8	時間			
** 単位当り **	1	時間			

施 工 単 価 表

頁0-0031

木寄・集材（2t積・ウインチ併用）
根元直径12～18cm

V10400
運搬距離200～400m

施工 第0 -0014号表

10 m 3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊運転手	0.51	人			RTPC00006
普通作業員	1.03	人			RTPC00002
グラップル木寄 ベースマシン0.25クラス	2.60	時間			V10201 施工 第0-0004号表
グラップル積込 ベースマシン0.25クラス	1.48	時間			V10201 施工 第0-0005号表
小型不整地運搬車 2t積 木材積載量1.22m3	0.66	日			V10202 施工 第0-0006号表
グラップル極積 ベースマシン0.25クラス	0.67	時間			V10201 施工 第0-0007号表
合計	10	m 3			
単位当り	1	m 3			

施工単価表

頁0-0032

伐倒・枝払・玉切(根元直径20cm)
根元直径20cm

V0052
地表状況 中 傾斜 0-15度

施工 第0 -0015号表

10 m 3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊作業員	2.80	人			RTPC00001
普通作業員	2.80	人			RTPC00002
チェーンソー運転 鋸長500mm 排気量60cc	5.6	日			V0002 施工 第0-0002号表
合計	10	m 3			
単位当り	1	m 3			

施工単価表

頁0-0033

木寄・集材（2t積・ウインチ併用）
根元直径18～24cm

V10300
運搬距離200m～400m

施工 第0-0016号表

10 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊運転手	0.45	人			RTPC00006
普通作業員	0.91	人			RTPC00002
グラップル木寄 ベースマシン0.25クラス	2.60	時間			V10201 施工 第0-0004号表
グラップル積込 ベースマシン0.25クラス	1.48	時間			V10201 施工 第0-0005号表
小型不整地運搬車 2t積 木材積載量1.22m3	0.66	日			V10202 施工 第0-0006号表
グラップル極積 ベースマシン0.25クラス	0.67	時間			V10201 施工 第0-0007号表
合計	10	m3			
単位当り	1	m3			

施 工 単 価 表

駆除材積込み（機械積込み）
輸送トラック等への積込み

V0015

施工 第0 -0017号表

10 m 3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員	0.25	人			RTPC00002
バックホウ運転 0.45クラス	1.79	h			V0016 施工 第0-0018号表
バックホウ用掴み装置損料 開口幅1,700-2,000	1.79	h			F0018 R7松くい虫等防除事業実施単価表（秋期）
＊ ＊ ＊ 合 計 ＊ ＊ ＊	10	m 3			
＊ ＊ 単位当り ＊ ＊	1	m 3			

施 工 単 価 表

バックホウ運転
0.45クラス

V0016

施工 第0 -0018号表

1 h 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊運転手	0.17	人			RTPC00006
バックホウ損料 0.45	1	h			F0017
軽油 小型ローリー（パトロール給油）	8.6	L			R7松くい虫等防除事業実施単価表（秋期） TTPC00013
＊ ＊ 単位当り ＊ ＊	1	h			

施 工 単 価 表

チップ用材運搬費

V0026

施工 第0 -0019号表

大型車 20km 10tクラス

浜坂 A、B、D

1 台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
トラック運賃 大型車 20km 10tクラス	1	台			F0025
					R7松くい虫等防除事業実施単価表（秋期）
＊ ＊ 単位当り ＊ ＊	1	台			

施 工 単 価 表

チップ用材運搬費
中型車 20km 4tクラス

V0017

施工 第0 -0020号表

湯山A、B、C、D

1 台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
トラック運賃 中型車 20km 4tクラス	1	台			F0009
					R7松くい虫等防除事業実施単価表（秋期）
＊ ＊ 単位当り ＊ ＊	1	台			